

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹 美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

難しい道

低価格でありながら品質の良い家具や家庭用品を取り扱っている「製造物流小売業」ニトリの白井社長は、「大きな岐路に差し掛かったときには、難しい道を選んできたように思う。そして、さまざまな課題を苦しみながら乗り越えることで、ノウハウを培ってきた。その積み重ねが、企業としての強み、財産になった」といいます。「二つの荷物があったら、重いほうの荷物を持って」と。「先輩が軽いほうを選べば、後輩はどう思うか。また、より大変な仕事を選ぶ人は成長のスピードも速い。リーダーの仕事に向き合う姿勢が問われる」。日経コンサルティング発行「今企業がブランド力を上げる理由」(株)イマジナ社長関野吉記編著。

ヒント

税務 ミニガイド

e-TAXで申告書や申請書を送信する際に、出資関係図や収用証明書などの添付書類について、PDF形式のイメージデータで送信することができます。ただし、申告書や申請書等イメージデータによる送信の対象とならないものを送信した場合は、無効となりますので注意が必要です。



白馬村(長野)

松浦和夫 / オアシス

退職金に対する課税

□退職金に対する課税の概要

退職金については、死亡退職金を除いて、退職所得として所得税（復興特別所得税を含みます）、住民税の課税対象となります。

退職所得については、一般的に過去の長期間にわたる勤労の対価の後払い的性質を有しており、退職後の生活の資に充てられるという性質を持つため、他の所得と比して次のような税負担の軽減措置が図られています。

- ①勤続年数に応じた退職所得控除を適用
- ②退職所得控除後の額の2分の1が課税対象
- ③他の所得と分離して課税

□退職所得の意義

退職所得とは、「退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（退職手当等）」をいいます。通常の給与、賞与は給与所得となりますが、退職しなかったとしたら支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与が退職所得となります。

□退職所得に対する所得税の課税

退職所得に対する所得税は、次の方法で計算します。

(1)退職所得控除額の計算

勤続年数等に応じた退職所得控除額を計算します。退職所得控除額は、①勤続年数20年以下の場合は、40万円×勤続年数（最低80万円）、②勤続年数20年超の場合は、800万円+70万円×（勤続年数-20年）となり、勤続年数の1年未満の端数は1年とします。

(2)課税退職所得金額の計算

退職金の支給額から、退職所得控除額をマイナスして、その残額を2分の1した額が、課税退職所得金額（千円未満の端数は切り捨て）となります。

(3)所得税額の計算

課税退職所得金額に税率を適用（具体的には速算表を当てはめて計算）します。その際、他



○鳶に油揚げを攫われる、とは、当然手に入ると思っていた大事なものを、突然横から奪われることですが、悠々と空高く舞う鳶は油揚げが好物なのか、単に神社のお供えに油揚げがあるから攫うのか。時代考証家の大森洋平氏は、江戸時代、大火事に出動する鳶（火消し）が、火事場弁当のおかずにお揚げを買い占めてしまうことに由来する、ともいいます。



に給与所得等があっても、合算しないで課税退職所得のみで計算します。

□退職所得に対する住民税の課税

退職金に対する住民税については、所得税の場合と全く同様に、勤続年数等に応じて退職所得控除額を計算し、退職金の支給額から、退職所得控除額をマイナスした残額の2分の1（課税退職所得金額）に、住民税の税率（都道府県住民税の税率は4%、市町村民税は6%）を乗じて住民税所得割額を計算します。

□特定役員退職手当等に対する計算方法

特定役員退職手当等に該当する場合は、「2分の1」規定の適用はありませんので、退職金の支給金額から退職所得控除額を控除した残額に税率を乗じて、税額を計算することになります。

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、次に掲げる者（役員等）としての勤続年数（役員等勤続年数、1年未満の端数は1年に切り上げ）が5年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

- ①法人税法上の役員
- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員及び地方公務員

国税庁平成27事務年度 所得税調査等の状況

国税庁から平成27事務年度所得税調査等の状況が発表されましたが、その特徴を見てみます。

(1)全体の傾向 調査件数は、前年度比12.1%減少の65万件強で、そのうちの非違件数も同様15.1%減少の40万件弱であったものの申告漏れ所得金額や追徴税額は各々1.5%と6.5%増加となりました。この原因は、高額と思われる事案や悪質と見込まれる事案等を優先的に調査した結果とされています。不動産等の大口所有者や経常的な所得が高額な者などのいわゆる**富裕層**に対する調査や、海外投資等を行っている**富裕層**等に集中的な調査が実施されています。

(2)調査の種類 次の三つの類型に分類されています。

①特別調査、一般調査 これらの調査は、高額や悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深

度ある調査を実施するもので、特別調査は多額な脱漏が見込まれる者等を対象に10日以上の日数を確保して実施されています。

②着眼調査 資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れが見込まれる事案を対象に実地臨場により短期間で行うものとされています。

③簡易な接触 原則実地臨場は行わず、文書や電話連絡又は来署依頼による面接を通して申告内容を是正するものとされています。

ちなみに、1件当たりの申告漏れ所得金額の高額ベスト3は、キャバレー、風俗、畜産農業となっています。

(3)調査事例 ①海外未公開株式の譲渡所得の申告漏れ ②消費税課税事業者とならないように意図的に収入金額を過少申告 ③金地金等の譲渡所得の無申告 ④実態の取引金額と異なる契約を作成、等々。

(4)法人税実地調査 なお、参考までに、ほぼ同時に発表された法人税の実地調査割合という考え方をすれば、実調率は3.1%となり、前年度比1.6%減となっています。

ナマの税務相談室

Q 被相続人である甲が認知症になり、有料老人ホームでお世話になっていました。平成28年6月に亡くなりました。

ところで、甲には平成23年1月から相続人である甥乙が甲の成年後見人として見回り管理、財産の管理等一切面倒を見ていました。乙は家庭裁判所に対し成年後見人就任から死亡した平成28年6月までの約5年半の成年後見人としての報酬付与の申立てを行い、裁判所はその申立てを相当と認め、甲の財産より金200万円を付与する審判が平成28年9月になされました。

この場合、この200万円は被相続人の債務控除が可能ですか。

A 成年後見人の報酬は家庭裁判所の審判で特に定められない場合は無償です。ところでこのたび、報酬付与を申し立てた場合、裁判所が本人の財産の状況、事務量や内容を総合的に勘案して、報酬額が決定されます。この流

成年後見人に対する 報酬と相続債務

れからいえば、報酬は後見人の事務の節目、節目の事務終了後に審判で決定される後追いの性格があります。一方、相続税の控除すべき

債務は、相続開始日現在に確実に存在する債務であることが要件です。

後見人の報酬付与の審判の決定が相続開始後であった場合、相続開始日現在に確実に存在する債務に該当しないことになります。

しかし、相続開始日現在に確実に存在していても、後見人の報酬は無償に限られているものではないこと、及び後見人の報酬が裁判所の審判手続を経ることは制度的なものであることに鑑みれば報酬の金額が確定していない場合でも、その報酬の付与が確実になされると認められることから、相続開始後の審判による報酬付与であっても、相続債務に該当するものと考えられます。

[参考] 相基通達14-1

ナマの税務相談室

ミニ保険の生命保険料は 生命保険料控除の対象外

保険といえば、生命保険や損害保険が一般的ですが、10年前の保険業法改正に伴い、「少額短期保険」(ミニ保険)と呼ばれる保険商品が登場しました。

このミニ保険は、少額短期保険会社が扱う保険商品で、少額短期保険会社は、金融庁財務局に現在87事業所が登録されています。従来の生保会社は金融庁長官の免許業者でしたが、少額短期保険会社は財務局への登録制です。財務局登録業者のリストを見ていると、損保会社のほか、多くの有名会社の名を冠した会社名が名を連ねています。

少額短期保険事業は、保険期間は1～2年以内で、保障性商品の引受けのみを行

う事業とされ、死亡保険、傷害疾病医療保険、重度障害保険、傷害死亡保険、損害保険など通常想定される保険のほか、低発生率保険と分類されるアイデア保険と言えるものを取り扱うとされています。

少額短期保険事業の保険金額は少額に限定されており、低発生率保険の保険金限度額は1千万円、それ以外の各保険の保険金額にはそれぞれ保険限度額があり、その各加入保険の合計額として1千万円が上限とされています。

生命保険も取り扱えることとなっていますが、この少額短期保険会社との契約による生命保険料は、所得税法の生命保険料控除の対象とはならないので注意が必要です。

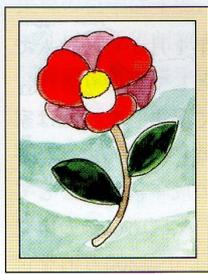
所得税法上、生命保険料控除の対象となるのは、保険業法2条3項の生命保険会社又は同条8項の外国生命保険会社等との保険契約であることとされているからです。

少額短期保険会社は、保険業法2条17.18項で規定されており、保険業法上、生命保険会社とは別の保険業として区分されているので、例え死亡保障のために交わした生命保険契約であっても、少額短期保険会社との保険契約は、所得税法上の生命保険料控除の対象とはなりません。

年末調整や確定申告時に、生命保険料を支払ったのに生命保険料控除証明書が送付されて来ないという話を聞くことがありますが、もしかすると、ミニ保険の生命保険料なのかもしれません。

なお、ミニ保険の生命保険料も相続税法での扱いは同じです。

2月、春はまだまだ浅い。「目に春はあり身に春はまだ添はず 汀子」
節分は2月だけではなく立春、立夏、立秋、立冬それぞれの前日が節分です。「豆まき」、年の数だけ(或いは年の数プラス一)豆を食べると、一年間マメ(健康)に過ごせるそうです。短い2月ですが、税務繁忙期の真只中です。寒中、健康に十分留意して下さい。4日立春、18日雨水。



自分がどんなに努力しても、すぐに結果が出るとは限らない。結果にこだわりすぎると安全な道を選び、進歩は止まってしまおう。
(囲碁棋士 藤沢秀行)

2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	10日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付	
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	16日より		
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	28日	○12月決算法人の確定申告	
○12月決算法人の確定申告	地方条例による	○6月決算法人の中間(予定)申告	
○6月決算法人の中間(予定)申告		○固定資産税、都市計画税の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。